



あなたの家族や周りに、肺がんや中皮腫の診断を受けた方、亡くなられた方はいませんか？

昔、石綿関連の仕事をしていたことがある場合、労災保険の給付の対象となるかもしれません。

石綿（アスベスト）は、高度経済成長期に大量に輸入され、当時は有用な建材として建築物に多く使用されました。ところが、有害性が指摘されて順次規制が進められ、いまは製造・使用とも全面禁止となっています。当時は有害であるとは知らずに、石綿（アスベ

スト）作業に従事した方が、長い年月を経て石綿関連疾患を発症すること

石綿関連疾患の労災補償

●補償内容

●労災保険の給付内容

労働者（特別加入含む）としての職業性ばく露があつて、対象疾病に患した方は療養補償や休業補償給付等、また、その疾病が原因で死亡された場合は遺族補償給付や葬祭料の給付を受けることができます。遺族請求権が時効（5年）によつて消滅した場合でも、石綿健康被害救済法の特

④びまん性胸膜肥厚

⑤石綿肺

疾病ごとに、ばく露期間やCT画像所見、検査結果など細かい認定要件があります。肺がんは、喫煙などの要因も考えられますが、中皮腫は、ほとんどの症例に石綿ばく露歴があるとされるほど石綿との関連が強く、8割は職業性ばく露といわれています。また、発症までの潜伏期間が40年前

後と非常に長いのが特徴です。

●石綿ばく露作業

労働者性、職歴、石綿ばく露作業内容の確認

石綿製品の製造、吹付作業、港湾での荷役取扱など、あきらかに石綿ばく露がわかる業務もありますが、石綿含有建材を使用した建物内での補

●その他

①石綿健康被害救済制度

石綿工場の周辺住民など労災保険の対象とならないケースで、医療費や弔慰金などの救済給付を支給する制度です。環境省が所管する（独）環境再生保全機構や最寄りの保健所に相談してください。

②建設アスベスト給付金

特定石綿ばく露建設業務に従事したことにより、石綿関連疾患にかかった労働者や一人親方等が建設アスベスト給付金を受けける制度です。支給基準などについては、労災保険相談ダイヤル（☎0570-006031）へお問い合わせください。